

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良県公安委員会

委員長 向井利明

奈良県公安委員会規則第5号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3一般国道の表一般国道25号の項第2号中「奈良県北葛城郡王寺町本町一丁目86番1先」を「奈良県北葛城郡王寺町大字藤井（大阪府境）」に改める。

別表第3の3一般国道の表一般国道166号の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次のように加える。

- 1 奈良県葛城市太田1186番2先から奈良県葛城市中戸16番1先まで
別表第3の4県道の表県道大阪生駒線の項の次に次のように加える。

県道橿原新庄線	奈良県葛城市新町333番2先から奈良県葛城市南花内85番4先まで
---------	----------------------------------

別表第3の4県道の表県道五條高取線の項の次に次のように加える。

県道古瀬小殿線	奈良県御所市大字小殿503番17先から奈良県御所市大字小殿504番5先まで
---------	---------------------------------------

別表第3の4県道の表県道桜井田原本王寺線の項の次に次のように加える。

県道筒井二階堂線	奈良県大和郡山市筒井町939番2先から奈良県大和郡山市馬司町571番1先まで
県道天理斑鳩線	奈良県天理市嘉幡町676番1先から奈良県大和郡山市額田部寺町1番5先まで

県道天理王寺線	奈良県天理市西長柄町426番先から奈良県天理市庵治町209番8先まで
---------	------------------------------------

別表第3の4県道の表県道奈良生駒線の項の次に次のように加える。

県道大和郡山広陵線	<ol style="list-style-type: none"> 1 奈良県大和郡山市今国府町179番2先から奈良県大和郡山市椎木町103番10先まで 2 奈良県大和郡山市西町99番4先から奈良県磯城郡川西町大字結崎1468番3先まで 3 奈良県大和郡山市額田部寺町1番5先から奈良県大和郡山市額田部南町380番11先まで
-----------	--

別表第3の5市町村道の表を次のように改める。

5 市町村道

路線名	区間
市道葛城91号線	奈良県御所市大字小殿585番5先から奈良県御所市大字城山台166番19先まで
市道川原城下滝本線	奈良県天理市川原城町字川向605番先から奈良県天理市布留町92番4先まで
市道北田原南北線	奈良県生駒市北田原町2419番1先から奈良県生駒市北田原町1589番16先まで
市道九条線	奈良市北之庄西町一丁目6番7先から奈良市西九条町四丁目3番2先まで

市道芝庄田線	奈良県生駒市高山町9197番1先から奈良県生駒市高山町8916番1先まで
市道住川1号線	奈良県五條市居傳町793番2先から奈良県五條市住川町1468番先まで
市道住川3号線	奈良県五條市居傳町795番2先から奈良県五條市居傳町793番2先まで
市道住川テクノパーク・なら4号線	奈良県五條市住川町1462番先から奈良県五條市住川町1467番先まで
市道高山北田原線支線17号	奈良県生駒市北田原町1612番5先から奈良県生駒市北田原町1587番6先まで
市道西長柄区画街路1号線	奈良県天理市西長柄町426番先から奈良県天理市西長柄町512番先まで

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。